

## I. 卒後臨床研修プログラムの概要

# I 「長崎大学病院群」の卒後臨床研修プログラムの概要

## 1. プログラムの名称とコース設定

本プログラムを「長崎大学病院群」卒後臨床研修プログラム（以下「研修プログラム」と称し、本研修プログラムに「長崎大学病院群基本プログラム」（以下「基本プログラム」という。）及び「長崎大学病院群周産期重点プログラム」（以下「周産期プログラム」という。）の2大プログラムを設ける。

## 2. 研修開始年度

本研修プログラムは、2023年4月から開始する。

## 3. 研修プログラムの特徴と研修方式

新卒後臨床研修制度の基本理念である「医師としての人間性の涵養とプライマリ・ケアの基本的診療能力の修得」を達成するために、長崎大学病院（以下「大学病院」という。）と機能的に連携する関連病院で長崎大学病院群（以下「病院群」という。）を構成する。

基本プログラムには、1年目は大学病院で研修を開始し2年目に協力病院で研修を行うAコースと、2年間を通じて大学病院で研修を行うBコース、2年間で大学病院と長崎県医師臨床研修協議会（以下「新・鳴滝塾」という。）の構成病院2院の計3病院で研修を行うCコースの3コースを設ける。

周産期重点プログラムには、小児科医、産婦人科医を目指す研修医を対象に、基本プログラムと同様の3コースを設ける。

## 4. 研修プログラムの管理運営

長崎大学病院群卒後臨床研修管理委員会（以下「研修管理委員会」という。）を設置し、当研修管理委員会において、研修プログラムの管理、研修計画の実施、研修医の指導・管理及び評価、指導医の評価、研修プログラムの評価、研修医の公募計画並びに研修病院間の調整等、本研修プログラムを運営していく総てに責任を持つ。

プログラムは毎年、自己評価や第三者評価（地域住民、卒後臨床研修評価機構など）に基づき改訂される。

## 5. 研修責任者

(1) 総括責任者：中尾 一彦（大学病院長）

(2) 臨床研修実施責任者：高島 英昭（臨床研修管理委員会委員長）

(3) プログラム責任者

①基本プログラム：長谷 敦子、浜田 久之、小出 優二、大園 恵梨子、梅田 雅孝、  
松島 加代子（兼任）

②周産期プログラム：松島 加代子

## 6. 研修プログラム定員

研修プログラム総定員を110人（1学年55人）とする。

(1) 基本プログラム 定員：51人

(2) 周産期重点プログラム 定員：4人

募集採用に関しては、2年先以上の計画を毎年研修管理委員会で検討し、病院運営委員会に報告する。

募集方法 : 公募

選考方法 : 面接試験、書類審査、小論文（マッチング利用）

8. 臨床研修の到達目標を達成するために、豊富なレクチャー、カンファレンスを準備している。

## 9. 研修の評価及び修了認定等

### (1) 研修医の評価

研修医は、ポートフォリオにより自己の研修内容を記録、評価し、経験した症例の要約を作成する。指導医は、ローテートごとに研修期間を通して受け持ち研修医の観察・指導を行い、目標達成状況を EPOC2 およびポートフォリオで把握し、形成的評価を行う。評価者は、指導医、指導者である。センター教員は、研修全期間を通して、研修実施状況を確認・把握し、研修医にフィードバックするとともに、評価を行う。

修了規定については毎年オリエンテーション時に説明し、文章にてポートフォリオに綴じ込む。

研修期間は2年以上とする。研修プログラム終了時に、研修管理委員会において、「IV. 初期臨床研修の評価・修了規程」に記載する事項の達成度（目標達成度の評価及び適性の評価）、指導医及び担任指導医による観察記録等を総合して総括評価を行う。大学病院長は、研修管理委員会が行った評価を受けて研修修了証の交付を行う。なお、ポートフォリオは、医療教育開発センターに、研修修了後5年間保存する。

修了規定を満たさない場合は、要件を満たすまで研修期間を延長する旨を、文書により当該研修医に通知する。要件を満たし次第、臨時の研修管理委員会を開催し、再評価を行う。

### (2) 指導医の評価

各科研修終了後、研修医による指導医、診療科(部)の評価が行われ、その結果は指導医、診療科(部)へフィードバックされる。

### (3) 指導者の評価

各科研修終了後、研修医による指導者の評価が行われ、その結果は指導者、各部署へフィードバックされる。

### (4) 研修プログラムの評価

研修プログラム(研修施設、研修体制、指導体制)が効果的かつ効率よく行われているかを定期的(年1回)に研修管理委員会で自己点検・評価し、その結果を公開する。

## 10. 研修医の処遇（長崎大学フルタイム就業規則等による。）

勤務形態 : 非常勤

研修手当 : 基本給（日給） 日額 9,238 円  
研修医手当 月額 100,000 円  
住居手当 有（上限 28,000 円）  
通勤手当 有

勤務時間 : 基本的な勤務時間 8:45～17:30（休憩時間 12:00～13:00）

時間外勤務 : 有

時間外勤務を行う必要があるときは、各診療科長の命令のもと行う。

時間外勤務の申し出は、研修中の各診療科を経由する。

<自己研鑽の定義>

下記の4条件をもとに個別に判断する

- ①命令されたものではない
- ②嫌だと言ってもよい
- ③時間や場所が決められていない
- ④労働に対する報酬がない

休 暇 : 6か月勤務経過後8割勤務した場合、10日付与  
リフレッシュ(夏季)休暇 3日付与  
年末年始休暇 12月29日～1月3日

当 直 : 無 (ただし、協力病院によっては有)

研修医の宿舎 : 有

研修医室 : 有 (詳細は「VI.アメニティー」に記載)

公的医療保険 : 国家公務員共済組合 (文部科学省共済組合)

公的年金保険 : 厚生年金保険

労働者災害補償保険法の適用 : 有

国家・地方公務員災害補償法の適用 : 無

雇用保険 : 有

健康管理 : 健康診断・年2回、感染症抗体検査

医師賠償責任保険の扱い : 病院において加入する

個人加入 : 任意

外部の研修活動 : 学会、研究会等への参加 (研修の妨げにならない範囲で可)、海外研修有り

服務規律 : 収賄や飲酒運転等の不祥事を起こした場合には、長崎大学職員就業規則等により、免職、停職、減給、戒告といった懲戒処分の対象になる。

また、研修期間中のアルバイトは禁止されています。

### 1 1. 指導体制

指導体制は別紙に示すとおり。

- (1) 研修管理委員長は病院長より任命され、プログラム全体を統括する。
- (2) プログラム責任者は、プログラム責任者講習会を受講した者の中から病院長に任命され、各プログラムを統括する。
- (3) 指導医とは臨床経験7年以上で指導医講習会を受講済みの医師である。指導医は病院長が任命し、指導医バッジを付与する。
- (4) 指導者は歯科医師、看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長、すべての薬剤師、すべての臨床検査技士、すべての臨床工学技士、医療教育開発センター事務職員とし、病院長より任命され、指導者バッジを付与する。

### 1 2. プログラム責任者の役割・業務

プログラム責任者は、臨床研修の基本理念を踏まえて、円滑かつ効果的な臨床研修を推進し、社会が求める医師を目指す研修医の臨床研修目標達成を支援するために、研修期間を通じての研修医に対する助言、指導とその他の援助ならびに指導医に対する支援を適切に行うとともに、研修プログラムの実施を管理・調整・評価する。

### 1 3. 指導医・上級医の役割・業務

- (1) 指導医は、研修プログラムに基づき直接研修医に対する指導を行う。また、研修医に対する評価を行い、プログラム責任者に報告する。
- (2) 原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科に十分な指導力を有する常勤の指導医が配置されていること。
- (3) 指導医とは、原則として、臨床経験7年以上で、プライマリ・ケアを中心とした指導を行える十分な能力を有し、勤務体制上指導時間を十分にとれる者とする。また、プライマリ・ケアの指導方法に関する講習会を受講していること。この場合「臨床経験」については臨床

研修の2年間を含む。

- (4) 上級医は、プライマリ・ケアの指導方法に関する講習会を受講していることが望ましい。
- (5) 研修協力施設においては、適切な指導力を有する者が配置されていること。
- (6) 指導医一人が指導を受け持つ研修医は5人までとする。
- (7) 指導医は研修医の診療行為をチェックしなければならない。

#### 1 4. メンターの役割・業務

- (1) メンターとは、研修医の研修がうまく運ぶように、メンタル面を含めてサポートする役割を持つ。
- (2) メンターは医師免許取得後3年目以降で、メンター業務を希望する医師とする。
- (3) メンターは、毎月1回以上研修医と何らかのコミュニケーションをとらなければならない。
- (4) メンターは、研修医からの様々な相談を受けなければならない。
- (5) メンターは、毎月1回、研修の状況について医療教育開発センターに報告しなければならない。

#### 1 5. 指導者の役割・業務

- (1) 指導者とは、研修医の研修がうまく運ぶように、コメディカルの視点からサポートする役割を持つ。
- (2) 指導者は、規定に基づき研修医を指導し、評価する。

#### 1 6. 研修医が患者を担当する場合の役割

##### (1) 研修医が入院患者を担当する場合

◎長崎大学病院における医師のための入院診療基本方針に従う。(以下抜粋)

7. 主治医は、担当患者に行われる医療行為すべての責任者であり、1患者につき1主治医が診療に当たる。主治医の役割と責任については「医療事故防止マニュアル」に定める。  
なお、研修医は主治医とはなれない。

10. 研修医が担当医として診療に参加するときは、上級医または指導医の下で診療行為を行う。なお、研修医が単独で行ってよい処置・処方基準は「医療事故防止マニュアル」に従う。

◎研修医の指示出しの基準

医療事故防止対策マニュアル各論の指示出し・指示受けマニュアルに従い、上級医が確認する。

##### (2) 研修医が外来患者を担当する場合

外来研修マニュアルに沿って、指導医のもと診療行為を行う。

#### 1 7. その他

研修全体において、院内感染や性感染症等を含む感染対策、予防接種等を含む予防医療、虐待への対応、社会復帰支援、緩和ケア、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）、臨床病理検討会（CPC）等、基本的な診療において必要な分野・領域等に関する研修を行うものとする。

#### 1 8. 病院群の構成で事務管理が一元化される。

#### 1 9. 問合せ先

〒852-8501 長崎市坂本1丁目7-1  
長崎大学病院 医療教育開発センター  
電話 095-819-7874 F A X 095-819-7781